

自動車による

# 営業手続きのご案内

食品衛生法の改正により、令和3年6月1日以降は営業許可の制度が変わりました。これに伴い、令和3年6月1日以降に営業許可を取得する場合や、営業届を提出する場合の手続き方法、施設の基準、営業可能な区域が変更となります。

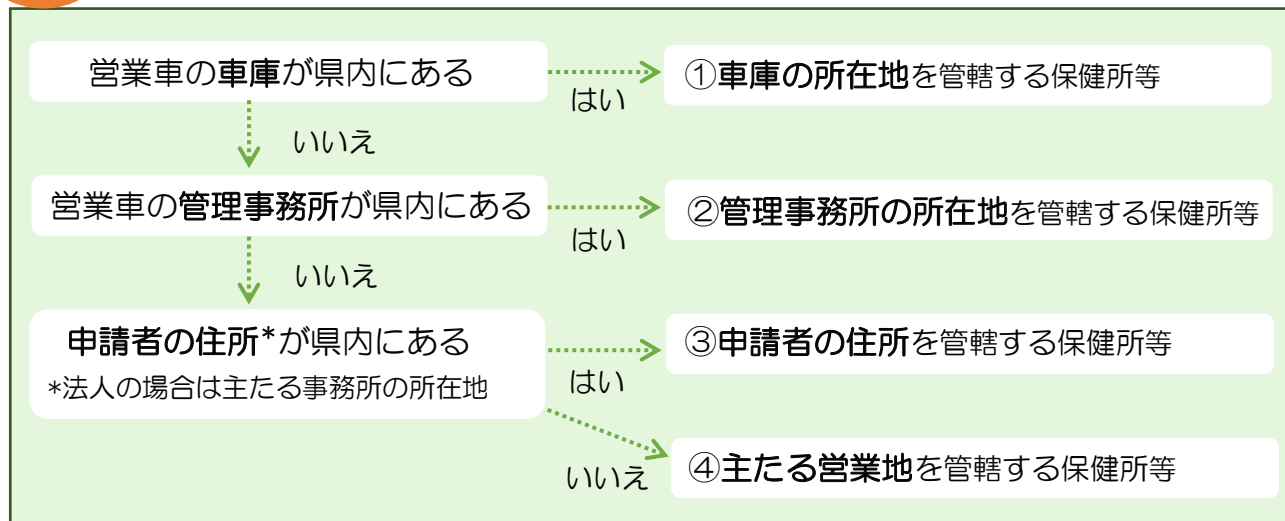
## 営業可能な区域等について

令和3年6月1日以降に、神奈川県内（以下、県内）のいずれかの保健所で取得した営業許可や届出した営業は、県内の他自治体においても営業が認められます。また、営業中は、その営業区域を所管する自治体が指導を行います。

## 営業の手続き場所について

営業の手続きは、次のフローに従い県内の該当する保健所等で行ってください。なお、営業許可取得後や営業届出後に①～③の所在地に変更があった場合は、変更先の自治体で改めて営業許可の取得や営業届を提出して下さい。

**注意** 食品衛生申請等システムでは、「営業施設の所在地」に①～④に該当する所在地を入力します



## 営業の種類別の手続き方法について

- ・飲食店営業
- ・菓子製造業
- ・食肉処理業
- ・魚介類販売業(包装魚介類販売を除く)

営業許可を要しない次の業種（一例）

- ・乳類販売業
- ・食肉販売業（包装食肉販売に限る）
- ・魚介類販売業(包装魚介類販売に限る)等

営業許可を取得して下さい P2

営業の届出をして下さい P3

営業許可を取得するとき

事前相談

営業許可を取得する場合、施設基準等を満たす必要があります。図面（構造・設備が確認できるもの）及び業務計画書（取扱食品、調理工程、使用する水の量等を示したもの）をご準備の上、申請場所の各区福祉保健センター生活衛生課にご相談下さい。

申請書類の提出

必要書類を各区福祉保健センターの窓口へ提出して下さい。

※申請書類受理後から、営業許可証の受取までの標準処理期間は15日間ですが、日にちに余裕をもってご申請下さい。

※インターネットを利用した手続きも可能です。手続き先及び注意事項については、P4を参照して下さい。

車両調査

職員が車両調査を行い、「施設基準」に適合しているかどうかを判断します。基準に適合していることを確認後、許可審査及び許可証発行の手続きを行います。

営業許可証の受取

各区福祉保健センターの窓口にて、営業許可証を交付します。

※郵送での受取を希望される方は、申請時にご相談下さい。

※営業許可の有効期間は、業種に関わらず5年間です。

営業開始

営業許可証を利用者から見やすい場所に掲示又は常に携行し、営業してください。

提出書類

- ① 営業許可申請書 …別紙P1～2参照
- ② 施設の構造及び設備を示す図面 …別紙P3参照
- ③ 水道水以外を使用する場合 水質検査の結果の写し
- ④ 業務計画書 …別紙P4参照
- ⑤ 仕込み場所等がある場合 当該施設の営業許可証の写し

提示書類  
(写し可)

- ① 申請者が個人の場合 住所・氏名・生年月日が確認できる公の証明書（住民票・運転免許証等）
- ② 自動車検査証
- ③ 食品衛生責任者の資格を証明する書類

申請手数料

- |               |               |
|---------------|---------------|
| 飲食店営業 16,000円 | 菓子製造業 14,000円 |
| 食肉処理業 21,000円 | 魚介類販売業 9,600円 |

## 営業の届出をするとき

届出書類の提出

営業開始

必要書類等を、各区福祉保健センターの窓口又は食品衛生申請等システムを通して提出して下さい（P4及び別紙P5参照）。

### 食品衛生申請等システムから届出する際の注意ポイント

- ・「営業施設の所在地」に P1 の①～④に該当する所在地を入力します。
- ・車台番号を備考欄に入力します。

提出書類

- ・ 営業届
- \* その他、指示された必要書類（図面及び製造方法の概要を記載した書類が必要となる場合があります）

提示書類

- ・ 食品衛生責任者の資格を証明する書類(写し可)

## 主な届出業種

該当する業種を選択し、届出をしてください

- 魚介類販売業※1
- 食肉販売業※1
- 乳類販売業
- 弁当販売業
- 野菜果物販売業
- その他の食料・飲料販売業
- コンビニエンスストア
- 百貨店・総合スーパー
- 行商※2 等

※1 包装品を仕入れて、そのまま販売する業態に限ります。

※2 店舗を持たず移動して販売する営業

身おろしを行う魚介類行商の場合は、届出時に身おろし場所の「所在地」、「名称」、「営業の種類」を備考欄に記入（システムの場合は入力）をしてください。

### 注意！

車から食品を下して陳列販売する場合は、自動車による営業に該当せず、販売場所ごとに届出が必要です。

## 必要書類等の提出方法

### 窓口へ提出する場合

申請（届出）場所を所管する各区福祉保健センター生活衛生課にご提出下さい。

申請（届出）書類の様式は、次のページから事前にダウンロードできます。



横浜市食品衛生手続関係のページ

URL <https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyahetsu/eisei/shokuhin.html>

### インターネットで行う場合

「食品衛生申請等システム」（厚生労働省ホームページ）でお手続き下さい。

食品衛生申請等システムへは、次のQRコードからアクセスできます。



食品衛生申請等システムのページ

URL <https://ifas.mhlw.go.jp/faspte/page/login.jsp>

### 注意事項

- 横浜市が追加で求める情報を横浜市ホームページの食品衛生手続関係のページで案内しています（右記）。必ずこちらも確認してからお手続きください。
- 営業許可申請手数料は、各区福祉保健センター生活衛生課に納付して下さい。

横浜市食品衛生手続  
関係のページ



## 自動車の営業に関するQ&A

Q 車の売り主から「許可は取得済」といわれ、中古車を買った。  
そのまま、営業できますか。

A 営業許可を新規で取得して下さい。

Q 個人営業で営業許可を取得したが、経営を法人に切り替えた。経営者に変更はないが、何か手続きは必要ですか。

A 営業許可を新規で取得して下さい。

Q 食品衛生法改正によって、施設基準や取り扱う食品の範囲は変わるのですか。

A 新たに 200L、80L、40L の貯水設備の基準が設けられました。営業内容（品目数、調理工程等）に応じて貯水設備の基準と取り扱う食品の範囲が変わります。  
申請時に業務計画書にて必要な貯水設備の容量等を確認します。

Q 自動車による営業許可を令和3年6月1日より前に県内の A 保健所で取得した。食品衛生法の改正に伴い、県内全域で営業することは可能ですか。

A 営業可能な区域は、営業許可を取得した A 保健所の管轄区域のみに限られます。県内で営業を認め合う運用は、6月1日以降に営業許可を取得した方が対象です。

## 食品衛生責任者の選任について

営業車ごとに「食品衛生責任者」を選任して下さい。食品衛生責任者になれる方は、横浜市又は他の都道府県市で講習会を修了した方や調理師など\*です。

※この他の資格でも、食品衛生責任者になれる場合があります。詳細は各区福祉保健センターへお問い合わせ下さい。

### ●有資格者がいない場合は

（一社）横浜市食品衛生協会が開催している養成講習会を受講修了した方は食品衛生責任者となることができます。

営業の許可又は営業の届出後、**3 か月以内**に必ず選任の届出を行ってください。

### ■食品衛生責任者の養成講習会に関するお問い合わせ先■

一般社団法人 横浜市食品衛生協会（横浜市南区井土ヶ谷下町 17-5）  
TEL 045-711-1911 <http://www.fha-yokohama.jp/>

### 自動車の営業手続きに関するご相談先(各区福祉保健センター生活衛生課)

| 窓 口  | 電話番号     | 窓 口   | 電話番号     | 窓 口 | 電話番号     |
|------|----------|-------|----------|-----|----------|
| 鶴見区  | 510-1842 | 保土ヶ谷区 | 334-6361 | 青葉区 | 978-2463 |
| 神奈川区 | 411-7141 | 旭 区   | 954-6166 | 都筑区 | 948-2356 |
| 西 区  | 320-8442 | 磯子区   | 750-2451 | 戸塚区 | 866-8474 |
| 中 区  | 224-8337 | 金沢区   | 788-7871 | 栄 区 | 894-6967 |
| 南 区  | 341-1191 | 港北区   | 540-2370 | 泉 区 | 800-2451 |
| 港南区  | 847-8444 | 緑 区   | 930-2365 | 瀬谷区 | 367-5751 |

\*市外局番は045です。

令和3年8月発行 横浜市食品衛生課  
令和3年10月改訂